

第23期 第8回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年12月11日（木）午後3時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 地下「サファイア」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	古 川 今日志
	〃	川 山 光 則
	〃	田 村 義 夫
	〃	尾 野 明 彦
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	伊 藤 大 作
	〃	山 縣 勝 彦
	〃	東 信 行
	〃	永 瀬 めぐみ
	欠席委員	柴 田 武 信
〃	菊 谷 尚 久	
〃	竹ヶ原 公	
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 主 幹	田 澤 亮
	〃 主 幹	白 川 慎 一
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長谷川 清
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第8回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件、報告事項2件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでどおりの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、富田委員と東委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明します。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号につきまして、県の方から説明させていただきます。

資料の方は1ページをめくっていただいて2ページ目から御覧いただければと思います。

これまでのとおり、漁業魚種、漁業を営む者の資格、そして許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について説明させていただきます。

最初の漁業魚種ですけれども、こちらは、なまこ雑けた網漁業でございます。

2段に分かれておりまして、上段が西共第27号の漁業区域ということで、竜飛今別漁協の組合員行使権者で16隻となっております。

下段の方は、西共第25号の漁業区域ということで、竜飛今別漁協と三厩漁協の組合員行使権者ということで21隻となっております。

そして一番下の段ですけれども、こちらが、うに雑けた網漁業でございます。

こちらは、西共第25号ですので、同じく竜飛今別漁協と三厩漁協で21隻となっております。

3ページの方に目を移していただきまして、こちらは、ほっけ・めばる固定式刺し網漁業でございます。深浦町に住所を有する者ということで、5隻となっております。

めくって4ページの方に参ります。こちらは、やりいか光力利用敷網漁業でございます。

4段に分かれておりまして、一番上が中泊町大字小泊ということで、小泊漁協の地区の漁業者が17隻、2段目が北前漁協の地区の漁業者9隻、3段目は鯨ヶ沢町漁協の地区の漁業者12隻、一番下の段ですけれども、こちらは、新深浦町漁協の旧大戸瀬の地区の漁業者で8隻となっております。

5ページ目ですけれども、こちらの方は、上段が風合瀬漁協の地区の漁業者が1隻、下段が同じく風合瀬漁協の地区で2隻となっております。

めくって6ページに移りますけれども、こちらは、上段が新深浦町漁協船作支所の地区で3隻、下段は、同じく船作支所で4隻となっております。

7ページですけれども、こちらは、新深浦町漁協岩崎支所で1隻となっております。

最後、8ページ目、こちらは、漁業魚種がべにずわいがにかご漁業でございます。こちらは、深浦町に住所を有する者ということで1隻となっております。

県からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議事以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

委員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、御意見、御質問もないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願ひいたします。

それでは、次に報告事項①について、事務局から報告を求めます。

事務局 長谷川主幹専門員

はい、会長。

堀内会長

はい。

事務局 長谷川主幹専門員

事務局の長谷川です。

報告事項①の資料について説明いたします。

今月、12月2日、午前中が日本海北部会、午後が広域漁調の委員会ということで、東京での会議に、立石会長代理が委員として出席し、私、長谷川が傍聴いたしました。

会議の資料については、ポイントをペーパーの方にまとめましたので、要点について説明させていただきます。

まず、午前中の日本海・九州西広域漁業調整委員会 第33回日本海北部会の議題については、広域資源の管理についてということで、資源評価の報告がされました。

所管する項目として、日本海北部のマガレイについては、資源水準は「低位」、動向は「減少」、2026年の漁獲可能量は22トンという説明がありました。

次に日本海北部ハタハタにつきましては、資源水準は「低位」、動向は「減少」、2026年の漁獲可能量については38トンという説明がありました。

議題の2番目として、次回の部会が、来年8年の秋の開催予定ということで審議の方は終了いたしました。

続いて、午後に日本海・九州西広域漁業調整委員会が開催されました。

議題の1つ目として、今回、委員の改選があり、会長職務代理者の互選ということで、学識経験者の波積委員が選任され、部会に属する委員の指名として、京都海区の倉委員が指名されました。

議題の2つ目として、7年度のくろまぐろの遊漁に関する管理の現在の状況が説明されました。

今後の方向性として、現行の規制に加えて、来年4月1日から届出制を導入したいということで、水産庁の方から説明があり、目的としては、遊漁の全体像を把握したいとのことでした。

届け出する人については、釣り人（遊漁者）、遊漁船業者、遊漁船業者以外のプレジャーボート等の船舶を運航する者という内容でした。

このほか、今年度のまぐろの状況ですけれども、7年度の採捕実績は11月27日現在で43.4トンで、9月から3月までの採捕数量は、毎月3トンが上限と設定されています。

これらの対応を進めるため、太平洋くろまぐろ遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正という案が示され、審議した結果、届出制に関する委員会指示の発動及び改正については、委員会で同意することとなりました。

この内容については、後ろの方にワンペーパーにまとめられており、こういった届出制について、来年から事務を進めていくということとなります。

遊漁者は1月1日から採捕しようとする前日までに届け出を要することとなっています。

ただ、遊漁船業者及びプレジャーボート等については、令和8年度の1年間の遊漁を来年の1月1日から3月20日までの間に届出をしなければならないというような内容でした。

次の議題として、今年行った、沿岸くろまぐろ漁業の一斉更新の結果についてです。

全国で19,661件で、前回から2,783件増加しました。

青森県におきましては2,155件の届け出で、537件増加いたしました。

次の議題としては、広域資源の管理ということで、各部会から、全国各部会の報告があり、日本海北部では、午前中に審議した内容の、マガレイとハタハタの件が報告されました。

その他の項目として、水産庁の方から説明があり、TACの魚種拡大に向けた検討状況や8年度の国の概算要求の状況について説明がありました。

その後、今後の広域漁業調整委員会の役割、こういったふうに進めていこうかというような話し合いがなされました。

最後に次回の広域漁調は、2月から3月の開催で、現在調整中ということでした。私からの説明は以上です。

堀内会長

ただ今、事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から、何が御質問、御意見がありましたらお願いします。

竹ヶ原委員

はい。

堀内会長

はい。

竹ヶ原委員

沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果についてのところで、全国の増加率が14.1%、青森県は24.9%と開きが10%以上あるというのは、何か考えられる要因というものがあるものではないでしょうか。

水産振興課 田澤主幹

はい、会長。

堀内会長

はい、どうぞ。

水産振興課 田澤主幹

沿岸くろまぐろ漁業の承認においては、一斉更新に合わせまして、今回は、新規の承認が認められております。

新規で承認を得るにあたりましては、承認を得ても漁獲枠の配分を受けなければ、結局は漁業ができませんので、漁獲枠を確保する必要があります。

青森県の場合、他県に比べると、国から割当てられた漁獲枠自体が大きいために、そこから新規の方に融通する余地が、他県に比べれば多いというのが考えられると思います。

そういった関係もあってか、新規の承認要望が多かったんですけども、実際、新規の承認を受けた方が、他県に比べれば、結果として多かったということかと思えます。

竹ヶ原委員

ありがとうございます。

堀内会長

その他、何が御質問、御意見はないでしょうか。

富田委員

はい、会長。

堀内会長

はい。

富田委員

先ほどの、日本海・九州西、日本海北部の広域漁業資源の管理について、ちょっとお伺いしておきたいと思っています。

日本海北部のカレイ、またハタハタについては、漁獲可能量が今回、数字で22トン、またハタハタについて38トンと示されていますけども。具体的に、これ、漁業種類とか漁法、そういうものの割当てが、この中で話し合いなされたのでしょうか。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白川主幹

水産振興課 白川です。

特段、地域別とか県別で割当てとか、そういったことはありません。

マガレイ、ハタハタについて、どちらもそのようになっています。

富田委員

というのは、漁獲可能量が出ているということは、資源量も漁獲実績がそれなりに出てきているということで、パーセントを掛け算したということの理解でよろしいでしょうか。

水産振興課 白川主幹

ちょっと分からないです。

富田委員

私、分かっていますのでいいです。

水産振興課 白川主幹

すみません。

永瀬委員

はい、会長。

堀内会長

永瀬委員、どうぞ。

永瀬委員

永瀬です。

くろまぐろ遊漁に関する管理について、届出制が導入されるということなんですけども。

遊漁船業者、プレジャーボートの皆さんは、おそらくアンテナを張っているので、いろいろそういった届出制が始まるということは、勿論、承知していると思うんです

が、個人の、全ての遊漁者に対しては、何か届出制を促すような周知とか、そういったものは図られているのでしょうか。

水産振興課 田澤主幹

はい、会長。

堀内会長

はい、どうぞ。

水産振興課 田澤主幹

漁業管理グループの田澤といいます。

こちらについては、水産庁さんの主催でWEBを使った説明会、正確な回数は分からないんですけど、数回にわたってWEB説明会というのを開催されておりまして、水産庁のホームページでも一般の方が読めるような格好で、説明会の開催日程や制度の内容が公表されております。

堀内会長

皆さん、何かその他、御質問、御意見はないでしょうか。

それでは、ないようですので、次に報告事項②について、県から報告を求めます。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白川主幹

水産振興課 白川です。

着座にて報告させていただきます。

報告事項②の資料を御覧ください。

私の方からは、特定水産資源であるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について補足説明させていただきます。

県は、漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、令和7年12月1日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

その概要としては、小型魚2.7トンから大型魚3.9トンへの漁獲枠を交換する不等量交換でありまして、くろまぐろ協定管理委員会を通じて、要望があった漁協の希望者数量が交換されていると。これにより、小型魚は347.7トンへ、大型魚は

784. 1トンとなり、要望のあった各漁協の漁獲枠限度に反映されている。

なお、この計画の変更については、法第16条第5項に準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに行き、手続き後に報告する旨、令和7年1月15日付け、青水振第1252号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

以上となります。

堀内会長

ただ今、県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

川山委員

はい。

堀内会長

はい。

川山委員

この前も聞いたんだけど、これ、また漁協と漁協とのやり取りでオッケーになっているということですか？

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

白川さん。

水産振興課 白川主幹

前回は、佐賀県との交換ということで、青森県内の漁協さんの要望を聞き取った上で、マッチングが整ったところを前回は交換しました。

今回は、県内の漁協さんで小型魚を大型魚に換えたい漁協さんはいらっしゃいますか？ということで聞きとりしたところ、管内の5漁協から要望があって、その漁協さんの要望どおりの内容での数量変更になっております。

川山委員

県内漁協のことなんだな。

水産振興課 白川主幹

はい。

川山委員

はい、分かりました。

堀内会長

その他、何か御質問、御意見はないでしょうか。

委 員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問、御意見がないようですので、本日本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第8回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会とします。

終了 午後3時53分